

## 山口県地域公共交通人材確保・DX支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県地域公共交通人材確保・DX支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、県民生活を支える基盤である地域公共交通の維持・確保及び活性化に向け、事業者が実施する労働環境の整備やDXの取組に要する経費を支援することにより、事業者の人材確保の強化や業務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

### (事業計画)

第3条 補助金を受けるためには、前条の目的を達成するための事業計画を県に提出し、当該計画について採択されなければならない。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、採択された事業計画の申請者であり、次の各号に掲げるものとする。

(1) バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者）又はタクシー事業者（道路運送法第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者）のうち、県内に本社又は事業所を有するもの

(2) 交付申請時及び実績報告時に前号に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4) 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象事業)

- 第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、採択された事業計画に位置付けられた事業とする。
- 2 この補助金の対象となる区分、補助対象経費及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が別表に定める上限額に満たない場合はその額を補助金の額とする。
  - 3 知事は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(計画の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとするものは、事業計画書（様式1-1号）及び関係する添付資料を、知事が定める期日までに提出しなければならない。
- 2 申請は、別表に掲げる事業ごとに一つの事業計画を提出できるものとする。

(計画の採択等)

- 第7条 県は、前条に規定する事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業計画を採択するとともに、予算の範囲内で、当該計画に係る補助金内示額を、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第8条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によらなければならない。
- 2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める日とする。
  - 3 補助金の交付を申請しようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(事前着手)

- 第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業着手が必要な場合は、別記第2号様式によらなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

- 第10条 規則第8条第1項の申請書は、補助事業の内容等を変更しようとする

きは、別記様式第3号に、補助事業を廃止しようとするときは、別記様式第4号によらなければならない。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第11条 規則第11条の実績報告書は、別記様式第5号によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から起算して1月以内又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が事業の遂行上必要があると認める場合には、規則第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号によらなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 知事は、事業者が規則第14条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し補助金の返還を求めるものとする。

- 2 事業者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月26日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
人材確保事業	誰もが働きやすい職場環境の改善に資する施設、設備の新設、増設、改修に要する経費（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室、社宅、寮等）	定額 （上限額4,000千円）
交通DX事業	交通DXによる業務効率化・利便性向上に資する取組に要する経費（運行管理システム導入費、配車アプリ導入費、キャッシュレス決済機器の機能改善費、その他知事が必要と認める経費）	定額 （上限額3,000千円）

（注）・補助対象経費は、事業に要する経費から国、市町の補助金等を控除した額とする。

・いずれの区分においてもランニングコストは対象外とする。